

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業実施要領

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、公共施設等への太陽光発電設備等の導入を促進し、及び適正に環境に配慮した地域と共生する陸上風力発電設備の導入を促進し、もって2050年ネットゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第1に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

（2）間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援（別表第1の第1号事業）

次の条件を満たす事業者

- ア 日本国内の法人又は日本国民であること
- イ 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- ウ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- エ 本事業終了後においても太陽光発電設備の導入等に関連する事業を継続的に実施する見込みがあること
- オ 環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
- カ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと
- キ 地方公共団体との共同申請であること
- ク その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

②陸上風力に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援（別表第１の第２号事業）
地方公共団体

（３）間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第１第５欄に掲げる方法により算出するものとする。

（４）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営

ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）

エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督

オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応

カ 上記に関する付帯業務

（５）交付規程の内容

① 交付要綱第１４条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第４条から第１３条、第１９条及び第２０条に準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第１７条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

（６）間接補助金交付先の採択等

① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、採否に関する審査基準（案）を作成し、環境省と協議の上、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。

② 補助事業者は、①の審査基準に基づき、必要に応じて委員会に諮った上で、間接補助金交付先の採択を行う。

③ 間接補助金交付先の採択は、環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官と協議の上、行うものとする。

④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

（７）間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(8) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(9) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(10) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(11) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官に協議することができる。

(12) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、毎年度、当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果に係る事業報告書を大臣又は大臣が指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。また、間接補助事業が3月30日以前に完了した場合は、間接補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 間接補助事業者への周知

補助事業者は、共同申請者を含む間接補助事業者に対して、本事業による調査結果を活用して太陽光発電設備の導入を行う場合、導入した太陽光発電設備の使用終了時に太陽電池の適切な処理方法としてリユース・リサイクルの実施に努めるよう周知しなければならない。

第6 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 間接補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第7条第十一号イ、ウ、エ及びオに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第7 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和8年1月16日から施行する。

附 則

- 1 この実施要領は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は令和8年度当初予算に係る補助金から適用し、令和7年度補正予算前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
1 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援事業	公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業（第1号事業）	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額が1,000万円を超える場合は交付額を1,000万円とすることを原則とするが、調査対象施設により、交付額の上限は1,500万円までとする。
2 地域共生型再エネ導入促進事業	陸上風力に係る促進区域の設定等に向けたゾーニング ※支援事業（第2号事業）	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要	補助事業者が必要と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が2,500万円を超える場合は交付額を

		な経費で補助事業者が承認した経費		2, 500万円とする。
--	--	------------------	--	--------------

※「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」（令和7年3月環境省）を参考に、以下の事項を記載したゾーニング報告書を取りまとめる事業

- ・ゾーニングマップ（騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等を整理され、適正な環境配慮を促すことができるもの）
- ・ゾーニングマップの根拠となるレイヤー情報等が記載されたもの

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省●●●●局長 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業) に係る翌年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業実施要領第3(11)の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要

- (1) 間接補助事業者の氏名又は名称
- (2) 間接補助事業の名称
- (3) 間接補助事業の概要
- (4) 翌年度における間接補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性

3. 参考資料